

時間帯別 A 契約 (選択約款)

令和元年 10 月 1 日実施

宮崎ガス株式会社

平成29年 4月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 元年10月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 料金の支払方法	3
9. 単位料金の調整	3
10. 需給契約の補償料.....	3
11. 名義の変更	4
12. 契約の変更又は解消.....	4
13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料.....	5
14. 本支管工事費の精算.....	5
15. 緊急調整時の措置.....	5
16. そ の 他	6
付 則	6
1. 実施の期日	6
(別 表)	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	6
2. 料 金 表	6

1. 適用

(1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客様が、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

(2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、小売約款等の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

この選択約款及び需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

(2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

(3) 「最大需要期」とは、1月分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。

(4) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計をいいます。

(5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

(6) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。

(7) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。

(8) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

(9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、

1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (10) 「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (11) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。
- (2) 当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてのガスを使用する需要であり、当該のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (3) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実体、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約使用可能量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約最大需要期使用量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、別途需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

- (3) お客様の都合により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

当社は、小売約款に基づき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

10. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料及び定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。(小数点以下切り捨て)〕が、75パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績年間使用量及び} \\ \text{各月の単位料金に} \\ \text{基づいて算定した小} \\ \text{売約款に定める料金} \\ \text{(早収料金)相当額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績年間使用量及び} \\ \text{各月の単位料金に} \\ \text{基づいて算定した時} \\ \text{間帯別A契約料金(早} \\ \text{収料金)の相当額の合} \\ \text{計額} \end{array} \right)$$

(2) 定時使用量超過補償料

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過補償料といたします。

$$\text{定時使用量超過補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量及} \\ \text{び単位料金に基づいて} \\ \text{算定した小売約款に定} \\ \text{める料金(早収料金)} \\ \text{相当額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量} \\ \text{及び単位料金に基づ} \\ \text{いて算定した時間帯} \\ \text{別A契約料金(早収料} \\ \text{金)相当額} \end{array} \right)$$

1 1. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1 2. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び10の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

1 3. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、12(1)の規程によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、若しくは12(2)の規程によるものでお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left(\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料金} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

1 4. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社(導管部門)は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1 5. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2(1)及び(2)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、10の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものいたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約使用可能量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

16. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。
流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点第3位以下の端数切捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- (5) 調整単位料金の適用基準は、小売約款の規定によります。

2. 料 金 表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か 月 に つ き	1,430.00円
-------------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1 立 方 メートル 当 たり	1,424.50円
-----------------	-----------

(3) 基準単位料金

1 立 方 メートル 当 たり	96.80円
-----------------	--------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。